神奈川県内の政務活動費に関する情報

≪参考資料3≫

項　目			小田原市	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市
政務活動費の交付状況について	（1）交付対象 （例：「議員」、「会派」など）		議員	議員または会派	会派または会派及び議員	議員	議員 ただし、会派全員の合意があれば、会派に対して交付することができる
	（2）交付額（令和3年度）		議員１人あたり780,000円	議員１人あたり月額55万円	会派に月額45万円 または 会派に月額5万円 ＋ 議員1人あたり月額40万円	議員１人あたり1,200,000円	議員１人あたり1560,000円
現在の政務活動費の見直し状況について	見直し予定の有無		有	未定	無	未定	無し
	見直し予定有りの場合	見直しにおける対象（交付額、手引きなど）	交付額、按分の取扱い	―	―	―	―
		検討組織名	議会改革検討委員会	―	―	―	―
		検討開始日	令和3年11月30日	―	―	―	―
		現在までの審議回数	1回	―	―	―	―
按分による計上について	（1）次に支出は可能か。また、支出可能な場合、按分率等の定めはありますか。 ※按分率の定めがある場合は、（　）として追記	・コピー機リース代	支出可　（按分率等の定めなし）	支出可（按分の考え方は他の経費と同様）	支出可（使用実績に応じて按分）	支出可（使用実態に応じて按分）	支出可　（按分率等の定めなし）
		・インターネット接続料金 （光回線、プロバイダなど）	支出可　（按分率等の定めなし）	支出可（按分の考え方は他の経費と同様）	支出可（使用実績に応じて按分）	支出可（使用実態に応じて按分。上限4,000円）	支出可　（按分率等の定めなし）

項　目			平塚市	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	逗子市
政務活動費の交付状況について	（1）交付対象 （例：「議員」、「会派」など）		議員	議員又は会派	会派	会派 ※会派に属さない議員についても、会派名を定め、支出する。	議員又は会派
	（2）交付額（令和3年度）		議員１人あたり600,000円	議員１人あたり600,000円	議員1人あたり960,000円	議員1人あたり480,000円	議員１人あたり240,000円
現在の政務活動費の見直し状況について	見直し予定の有無		有	無	有	無	無
	見直し予定有りの場合	見直しにおける対象（交付額、手引きなど）	条例で使途基準に定めている項目についての支出限度率	―	交付額 現在附則にて減額となっているが、本来の額に戻す検討を予定	―	―
		検討組織名	議会活性化検討委員会	―	未定	―	―
		検討開始日	令和4年1月予定	―	未定	―	―
		現在までの審議回数	未開催	―	未開催	―	―
按分による計上について	（1）次に支出は可能か。また、支出可能な場合、按分率等の定めはありますか。 ※按分率の定めがある場合は、（　）として追記	・コピー機リース代	支出可（月額使用料の50%を限度とする。）	支出可　（按分率等の定めなし）	支出可　（按分率等の定めはないが、実態に合った合理的な算出により行うことを原則とし、算出が困難な場合は、各議員が個々に活動状況を判断するうえで社会通念上合理的な理由をもって定めることになる。）	支出可　（按分率等の定めなし）	リースについては取扱いを定めていない
		・インターネット接続料金 （光回線、プロバイダなど）	支出可（按分は各議員の利用状況に応じて検討をお願いしている。）	支出可　（按分率等の定めなし）	支出可　（按分率等の定めはないが、実態に合った合理的な算出により行うことを原則とし、算出が困難な場合は、各議員が個々に活動状況を判断するうえで社会通念上合理的な理由をもって定めることになる。）	支出不可	支出可　（按分率等の定めなし）

項　目			三浦市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市
政務活動費の交付状況について	（1）交付対象 （例：「議員」、「会派」など）		政務活動費を交付していない	会派及び無所属議員	会派又は会派に属さない議員	会派及び会派に所属しない議員	会派
	（2）交付額（令和3年度）		―	議員１人あたり420,000円	議員１人あたり720,000円	会派の所属議員数に月額35,000円を乗じた額	議員１人あたり240,000円
現在の政務活動費の見直し状況について	見直し予定の有無		無	無	無	無	なし
	見直し予定有りの場合	見直しにおける対象（交付額、手引きなど）	―	―	―	―	―
		検討組織名	―	―	―	―	―
		検討開始日	―	―	―	―	―
		現在までの審議回数	―	―	―	―	―
按分による計上について	（1）次に支出は可能か。また、支出可能な場合、按分率等の定めはありますか。 ※按分率の定めがある場合は、（　）として追記	・コピー機リース代	―	支出可　（按分率等の定めなし）	支出可（利用実態により1/4から全額）	支出不可	支出可　（按分率等の定めなし）
		・インターネット接続料金 （光回線、プロバイダなど）	―	支出不可	支出可（政務活動以外での使用が混在している場合は、1/4を上限とした額）	支出不可	不可

項　目			海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市
政務活動費の交付状況について	（1）交付対象 （例：「議員」、「会派」など）		会派（1人会派含む）	会派又は議員	会派（１人の場合も含む）	会派
	（2）交付額（令和3年度）		議員1人あたり216,000円	議員１人あたり198,000円	議員１人あたり120,000円	議員1人当たり　月額12,500円
現在の政務活動費の見直し状況について	見直し予定の有無		無	無	無	無
	見直し予定有りの場合	見直しにおける対象（交付額、手引きなど）	―	―	―	―
		検討組織名	―	―	―	―
		検討開始日	―	―	―	―
		現在までの審議回数	―	―	―	―
按分による計上について	（1）次に支出は可能か。また、支出可能な場合、按分率等の定めはありますか。 ※按分率の定めがある場合は、（　）として追記	・コピー機リース代	定めはないが、支出可	事例なし	支出可（按分率の定めなし）	支出不可
		・インターネット接続料金 （光回線、プロバイダなど）	定めはないが、支出可	事例なし	支出可（按分率の定めなし）	支出不可 ※会派室でのインターネット料金は事務局で契約し、公費から支出している。